

林業種苗生産事業者講習会の開催について（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、令和8年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和8年7月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 講習会の日時

令和8年8月28日（金） 午前10時から午後5時まで

2 講習会の場所

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県行政庁舎404会議室

3 講習会の対象者

新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者並びにその生産事業に従事している者または従事しようとする者

4 受講手続

以下のいずれかの方法により手続すること。

- (1) 新潟県電子申請システムにおいて、令和8年8月14日（金）までに新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）に定める受講申込書を提出するとともに、受講手数料14,000円の支払いを行う。
- (2) 金融機関窓口において、記入式納付書※により現金で受講手数料14,000円を納付後、新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）に定める受講申込書に納付済証を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林（水産）振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に令和8年8月14日（金）までに提出する。

※記入式納付書の様式は、県地域振興局農林（水産）振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課の窓口に備え付けあり。